

検討に当たっての基本的な考え方 【自然環境保全】

令和6年1月22日



■ 自然環境保全のあり方について

○ 3つの課題に応じて、面的対応及び個別的対応を実施。

【課題】

課題①

○ 樹木管理に関する基本的なスタンスが整理されていない。

課題②

○ 樹木管理を実施する際（計画策定前段階）の合意形成ルールが決まっていない。

課題③

○ 樹木管理を実施する際（工事着手前段階）の情報発信ルールが決まっていない。

【課題への対応案(部会で検討すべき事項)】

面的対応

○ 利用者・専門家等の声を取り入れた**ゾーニング図の作成**。
※各公園における、園内の樹木管理の基本的なスタンスを明確にし、公表。

個別的対応①

○ 樹木管理に係る**合意形成のルールの作成**。
※樹木管理実施時（計画策定前段階）の公園利用者等への説明周知と意見聴取実施。

個別的対応②

○ 樹木管理に係る**情報発信のルールの作成**。
※樹木管理実施時（工事着手前段階）の公園利用者等への説明周知。



検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】（1）

①ゾーニング図の作成（自然環境の保全と公園利用者の安全とのバランスの考え方）

- ・園内を「ゾーニングⅠ」と「ゾーニングⅡ」によりゾーン分けを行い、これらを重ね合わせた**ゾーニング図を作成し、ゾーン毎に自然環境保全の目標と、それを踏まえた樹木管理の手法を設定**する。
- ・各ゾーンの区分や内容については、各公園の特性に応じて決定する。また、ゾーニングⅠとゾーニングⅡの重複や、ゾーニングⅠにおける各ゾーンの境界など、明確に区分できない部分がある場合は、継続的に協議する。
- ・将来において、ゾーニング変更を行う場合は、協議の場を設け合意形成を図る。

<ゾーニングⅠ> 地面にある対象物で分類したゾーン

区分		対象物	自然環境保全の目標	樹木管理の手法
A 施設ゾーン		・文化財、舗装園路等を含む人工構造物	・施設の機能維持を優先する ※希少種等は移植等を検討	・ 施設運営に支障となる樹木は適切に管理 する。
B みどりゾーン ※	①利用ゾーン	・芝生広場、未舗装園路、ベンチ周辺等	・みどりにふれあえるレクリエーションのスペースを確保する	
	②保全ゾーン	・森、林等	・公園利活用状況により、必要に応じて人が手を入れながら自然環境を保全する	・ 利活用に応じた樹木管理 を行う。
	③保護ゾーン	・希少種等がいる森、林等	・現状の自然環境を維持し、希少な動植物を保護する	・ 希少種等の生息環境に配慮した樹木管理 を行う。
C 低未利用ゾーン		・未利用地、空き地 等	—	・ 最低限の樹木管理 を行う。

※②③内にある未舗装園路については、その機能維持のために必要な樹木管理は行う。

<ゾーニングⅡ> 眺望を考慮するゾーン

区分	対象物	樹木管理の手法
D 眺望ゾーン	・視点場からの見所 【例】明石→櫓、石垣、播磨→ファンタジーロード、赤穂→瀬戸内海 ※シークエンス（動的・連続的な視点）についても考慮する。	・ 視点場からの眺望を考慮 し、眺望景観の支障となる樹木は適切に管理する。

検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】（1）



②各ゾーニングのイメージ【考え方の例】

※考え方の例を示したものであり、各公園の特性に応じて議論していく。

<ゾーニング I> 地面にある対象物で分類したゾーン




区分	対象物	イメージ		
A 施設ゾーン 	・文化財、舗装園路等を含む人工構造物			
B みどりゾーン 	①利用ゾーン ・芝生広場、未舗装園路、ベンチ周辺等			
	< 高利用 > ←—————→ < 低利用 >			
	②保全ゾーン 	・森、林等		
< 高利用 > ←—————→ < 低利用 >				
③保護ゾーン 	・希少種等がいる森、林等			



②各ゾーニングのイメージ【考え方の例】

※考え方の例を示したものであり、各公園の特性に応じて議論していく。

<ゾーニングⅠ> 地面にある対象物で分類したゾーン

区分	対象物	イメージ	
C 低未利用ゾーン 	未利用地、 空き地 等		

<ゾーニングⅡ> 眺望を考慮するゾーン

区分	対象物	イメージ	
D 眺望ゾーン 	・視点場からの見所 【例】 明石：櫓、石垣 播磨：ファンタジーロード 赤穂：瀬戸内海		 



③ゾーニング図のイメージ

<ゾーニングⅠ>

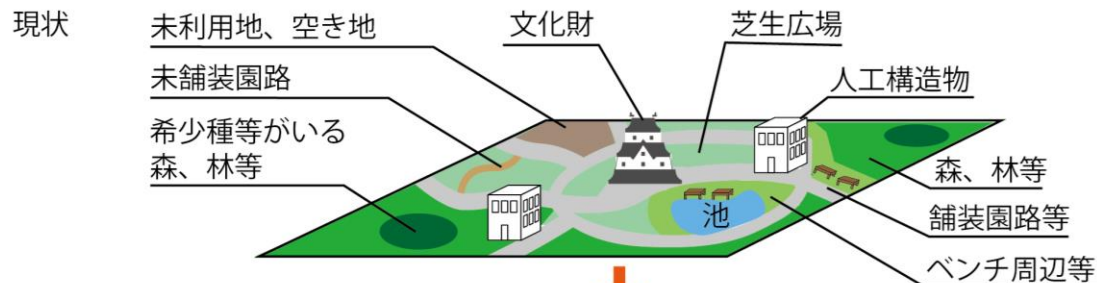
地面にある対象物で分類したゾーン

区分	対象物
A 施設ゾーン	・文化財、舗装園路等を含む人工構造物
B みどりゾーン	①利用ゾーン ・芝生広場、未舗装園路、ベンチ周辺等
	②保全ゾーン ・森、林等
	③保護ゾーン ・希少種等がいる森、林等
C 低未利用ゾーン	・未利用地、空き地 等

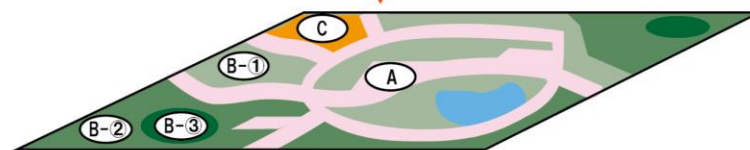
<ゾーニングⅡ> 眺望を考慮するゾーン

区分	対象物
D 眺望ゾーン	・視点場からの見所 【例】 明石：櫓、石垣 播磨：ファンタジーロード 赤穂：瀬戸内海

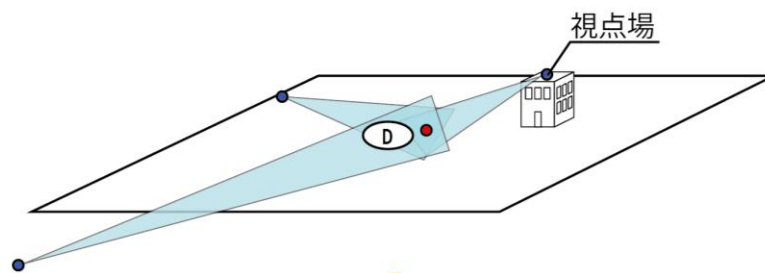
<ゾーニング図のイメージ>



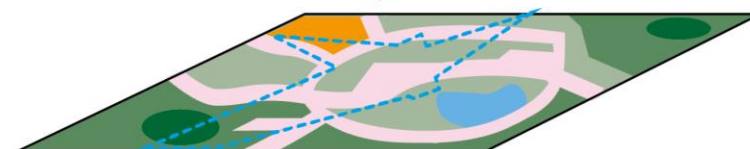
ゾーニングⅠ



ゾーニングⅡ



ゾーニング



凡例

 A 施設ゾーン	 B-① 利用ゾーン	 B-② 保全ゾーン	 B-③ 保護ゾーン	 みどりゾーン
 C 低未利用ゾーン	 D 眺望ゾーン	 池		



○実際に樹木管理を行う際の合意形成の場及びルール設定

- ・管理運営協議会等の、協議の場を設けたうえで、合意形成を進めていく。
- ・樹木管理が想定される状況により、「日常の維持管理」「特別な維持管理」「緊急かつ危険な場合」の3つに区分。それぞれの区分に応じたルールを設定する。
- ・「特別な維持管理」では、「日常の維持管理」で実施するルールに加え、現地説明会やパブリックコメントを実施するなど、よりきめ細やかな合意形成を行う。

日常の維持管理

施設等の維持管理のほか、自然環境保全のための樹木伐採

特別な維持管理

主要動線からの景観確保や用途変更に伴う樹木伐採等

緊急かつ危険な場合

台風やナラ枯れによる倒木発生時の樹木伐採

<合意形成のルール設定例>

区分	日常の維持管理	特別な維持管理	緊急かつ危険な場合
管理運営協議会等への報告	事前報告 (指定管理者)	事前報告 (県)	事後報告 (指定管理者)
HP等を通じた意見聴取実施	○ (指定管理者)	○ (県)	—
現地説明会やパブコメ実施	—	○ (県)	—

※事前報告の例：年度末の管理運営協議会において次年度以降の樹木伐採予定を説明



○公園管理に関する情報発信のルール設定

- ・工事着手前段階において実施する情報発信のルール（県民や公園利用者に向けた現地説明会や看板設置、紙媒体やHP等による周知等）を設定する。

<情報発信のルール設定例>

区分	日常の維持管理	特別な維持管理	緊急かつ危険な場合
HPによる情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	○ (工事実施後速やかに)
SNSによる情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	○ (工事実施後速やかに)
紙媒体による情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	—
看板の設置	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	—
現地説明会の開催	—	○ (2ヶ月前)	—



○公園管理に県民が参画するための取組みの実施

- ・各公園の実情に応じて公園管理に公園利用者が企画・行動する仕組みを検討する。

＜利用者参画の例＞

- ・伐採作業や伐採木を活用した工作などのワークショップの実施。
- ・樹木管理のボランティア活動（参加者の募集や活動情報の発信を含む）